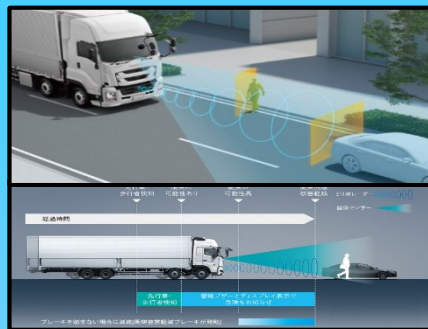


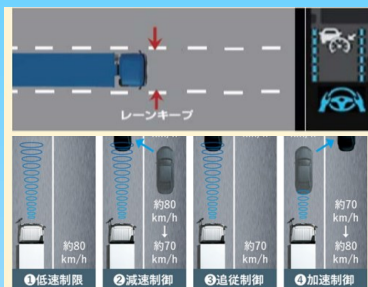
ASV技術の安全効果について

衝突被害軽減ブレーキ（歩行者検知機能付き）

レーダーやカメラ等により先行車及び歩行者との距離を常に検出し、危険な状況にあるかどうかを監視します。追突等の危険性が高まったら、音により警報し、ドライバーにブレーキ操作を促します。それでもブレーキ操作をせず、追突する若しくは追突の可能性が高いと車両が判断した場合、システムにより自動的にブレーキをかけ、衝突時の被害を軽減します。



車間距離制御装置 + 車線維持支援制御装置



走行車線及び先行車を認識し、車線維持に必要な運転者の操舵力を軽減します。

ドライバー異常時対応システム



ドライバーが安全に運転出来ない状態に陥った場合に、ドライバー又は乗客等によるボタンの押下や、システムによる自動検知により車両は自動的に停止します。

先進ライト



前方の先行車や対向車等を検知し、眩しさを与えないよう部分遮光することにより、走行ビーム同等の視界を確保するヘッドライト等。

側方衝突警報装置



左折時や車線変更時に側方の衝突事故等を防止するため障害物の検知し、衝突の可能性が高いと判断した場合には、運転者に衝突を回避するよう警報します。

後側方接近車両注意喚起装置



後側方から自動車等が接近している場合に、運転者に対して注意喚起を行うことで、左右への車線変更時の安全性を高めます。

統合制御型可変式速度超過抑制装置



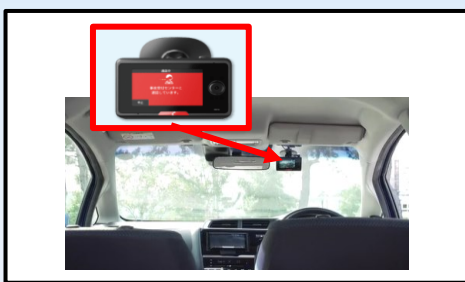
峠などの下り坂でのスピード超過による事故を防止するため、制動力を統合的に制御することにより自動的に予め設定した速度に制限します。

アルコール・インターロック

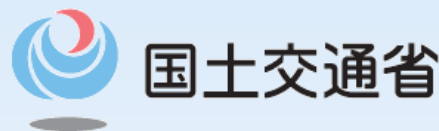


ドライバーの呼気から設定値以上の濃度のアルコールを検知した場合、エンジンが始動しないようにします。

事故自動通報システム



大きな事故が発生した際、その衝撃を検知して自動的にコールセンターへ通報します。
※当該コールセンターから消防等へ通報します。



ASV(先進安全自動車)に関する情報は [こちら](#)

ASV 先進安全自動車



ASV装置装着車の支援制度について

国土交通省では、以下の装置を搭載した事業用の車両を購入等する場合において、補助を実施しております。

下記補助対象装置を搭載した車両を購入又はリースにより導入する場合に、当該装置に係る費用に対し、下記の金額を上限とした補助を実施しております。

補助対象車両は、令和6年4月1日以降に新車新規登録されたものとなります。

	補助対象装置	補助対象車両	補助率	補助上限
①	衝突被害軽減ブレーキ (歩行者検知機能付き)	・車両総重量3.5t超のトラック	1/2	100,000円
		・バス ・貸切バス(中小事業者等以外)	1/3	67,000円
②	車間距離制御装置 +車線維持支援制御装置	・トラック	1/2	100,000円
		・バス ・タクシー ・貸切バス(中小事業者等以外)	1/3	67,000円
③	ドライバー異常時対応システム	・トラック	1/2	100,000円
		・バス ・タクシー ・貸切バス(中小事業者等以外)	1/3	67,000円
④	先進ライト	・トラック	1/2	100,000円
		・バス ・タクシー ・貸切バス(中小事業者等以外)	1/3	67,000円
⑤	側方衝突警報装置	・車両総重量3.5t超のトラック	1/2	50,000円
		・バス ・貸切バス(中小事業者等以外)	1/3	33,000円
⑥	後側方接近車両注意喚起装置	・車両総重量3.5t超のトラック	1/2	50,000円
		・バス ・貸切バス(中小事業者等以外)	1/3	33,000円
⑦	統合制御型可変式速度超過抑制装置	・バス	1/2	100,000円
		・貸切バス(中小事業者等以外)	1/3	67,000円
⑧	アルコール・インターロック	・トラック	1/2	100,000円
		・バス ・タクシー ・貸切バス(中小事業者等以外)	1/3	67,000円
⑨	事故自動通報システム(後付け含む)	・トラック	1/2	(後付け以外) 50,000円
		・バス ・タクシー		(後付け) 30,000円
		・貸切バス(中小事業者以外)	1/3	(後付け以外) 33,000円 (後付け) 20,000円

・①衝突被害軽減ブレーキ(歩行者検知機能付き)について、トラックに装着するものであって、当該トラックとともにトレーラーを購入する場合の補助上限額は150,000円となります。

・1車両あたり複数の装置を装着する車両においては、(トラック)200,000円 (バス)300,000円 (貸切バス(中小事業者等以外))200,000円 (タクシー)150,000円 が上限となります。

・中小事業者とは、資本金3億円以下もしくは従業員300人以下の事業者のことをいいます。

・⑤側方衝突警報装置について、車両総重量8トン超のトラックは令和6年10月31日までに新車新規登録されたものに限り補助対象です。

・⑨事故自動通報システム(後付けのもの)についてはサブスクリプションによる導入も可能です。その際の補助額は上記と異なりますので詳細は公募要領をご確認ください。

・各装置ごとに対象となる車両及び車両総重量が異なります。申請の詳しい内容については、公募要領をご確認ください。

●申請期間:令和6年7月30日(火)～令和7年1月31日(金) 9:00※-17:00

※令和6年7月30日(火)は10:00より受付

補助金総額を超過することが見込まれた場合、申請期間内であっても終了となります。

●申請方法:TOPPAN株式会社申請ポータルサイトより電子申請

●申請書類:TOPPAN株式会社申請ポータルサイト(<https://hogo-zoushin.jp>)をご確認ください。

補助金申請に関する主な注意点

- ・令和6年度の申請先はTOPPAN株式会社です。運輸支局等では受け付けられません。
- ・車両購入の際の支払い方法は、振込、現金又は小切手によるものを原則とし、ローンなどによる支払いの場合は補助金は交付されません。

【お問い合わせ先】令和6年度被害者保護増進等事業費補助金事務局
電話:03-4330-3791 ※受付時間:平日 9時～18時※土曜・日曜・祝日、及び年末年始を除く